

令和5年度余市町燃油価格高騰対策支援助成金のご案内

令和5年12月1日支援内容を拡充しました。

1 令和5年度余市町燃油価格高騰対策支援助成金とは？

新型コロナウイルス感染症及び国際情勢等に起因する、急激な原油価格高騰の影響を受ける、町内の事業者に対して、経営の再建及び事業の継続に向けた取組みを支援するため、急激な原油価格高騰の影響を受けている、令和5年10月1日現在において1年以上事業を営んでおり今後も引き続き町内で事業を営む意思のある

中小企業者様及び個人事業者様へ

車両の種類に応じ予算の範囲内で助成金を支給します。

2 対象となる方

次の要件にあてはまる方が、助成金の対象となります。

①～⑤の全てにあてはまる方で余市町内に本支店等主たる事業拠点があり、道路運送車両法第3条に規定する自動車のうち、次のいずれかに該当する自動車を事業者名義で所有し、又はリース契約等に基づき借用し、事業用に活用している車両

①中小企業または個人事業者

②貨物の運送の用に供する自動車のうち、車両法施行規則別表第一に掲げる普通自動車

※ここでいう普通自動車とは主に大型トラック等のことです。

③車両法施行規則別表第一に掲げる大型特殊自動車

※車検がある車で主に0ナンバー、1ナンバー、9ナンバーが該当となります。

④暴力団員、暴力団員等と関係を有する者でないこと

⑤町税等に滞納がないこと

3 支給額

< 1事業者あたり最大100万円 > 上限額

※上限額は予算の範囲内で減額になる場合があります。

・普通自動車（貨物）	1台あたり100,000円
・特種車（霊柩車・塵芥車）	1台あたり100,000円
・大型特殊自動車	1台あたり100,000円
・普通自動車（貨物）（リース契約6か月未満）	1台あたり 50,000円
・大型特殊自動車（リース契約6か月未満）	1台あたり 50,000円
・普通自動車（貨物）（リース契約6か月以上）	1台あたり100,000円
・大型特殊自動車（事業用）（リース契約6か月以上）	1台あたり100,000円

※ここでいう普通自動車とは道路運送車両法上の普通自動車（主に、大型トラック、大型乗用車）で貨物の輸送に用いるものです。

4 申請に必要な書類

申請期限:令和5年12月15日(金)

- ①余市町燃油価格高騰対策支援助成金支給申請書（兼請求書）（第1号様式）
- ②対象車両一覧（第2号様式）及び対象車両全てに係る車検証の写し、リース車両の場合はリース契約書の写し（※北海道の「運送事業者臨時支援助成金」の支給の決定を受けている場合は、その交付決定通知書の写しをもって②を省略できます。）
- ③営業実態及び町内に本店又は主たる事業所を有することが確認できる書類（直近の確定申告書等の写し）
- ④申請者の本人確認書類（個人事業主の場合）
- ⑤誓約書兼同意書（第3号様式）
- ⑥納税証明書（滞納がないことの証明）（余市町役場税務課で取得できます。）
※助成金支給申請時において滞納がないことが要件となります。
- ⑦振込指定金融機関口座に係る通帳の写し（口座番号と名義が確認できる部分）

このほか、資料の提出をお願いする場合があります。

5 手続きフロー

R5(2023)年12月15日(金)まで

R6(2024)年1月より

支給要件の確認

町税に滞納がある方は、対象外です。

申請書・添付書類の準備

申請書・添付書類を商工会議所に提出

支給（不支給）決定

口座に入金

6 よくあるお問合せ

Q1 申請期限はありますか？

A1 **令和5年(2023年)12月15日(金)**までに申請書を提出してください

Q2 余市商工会議所の会員ではないが、申請書類の提出先は商工会議所になりますか？

A2 商工会議所では、町の委託を受け、申請書類の受付・形式審査を行っています。**商工会議所に提出**してください。

Q3 10月に申請書を提出したが助成金はいつ振り込まれますか？

A3 予算額の上限があるため、全ての事業の審査が終わってからとなりますので**令和6年1月以降**になります。

7 申請書について

※申請書の提出先は余市商工会議所となります。

申請書等につきましては、**商工会議所窓口のほか余市町ホームページからも入手**できます。
(<https://www.town.yoichi.hokkaido.jp/sangyou/jouhou/keieishien/index.html>)
(二次元バーコードでもアクセスできます)でご案内しています。



お問合せ:助成金事務局



余市商工会議所

〒046-0003 余市町黒川町3丁目114

【電話】0135-23-2116（代表）【FAX】0135-22-5100

【開庁時間】平日8:45～17:15（土日祝日及び12月31日～1月5日を除く）



余市町 総合政策部商工観光課

〒046-8546 余市町朝日町2-6 役場庁舎2階

【電話】0135-21-2125（商工観光課直通）【FAX】0135-21-2144

【開庁時間】平日8:45～17:15（土日祝日及び12月31日～1月5日を除く）